

あんしん電話のご案内

○あんしん電話とは

ひとり暮らし等の高齢者の方が、病気・ケガをした場合などいざという時に、非常ボタンを押すだけで「あんしん電話受信センター」（委託先：市川市福祉公社）に通報できるものです。

現在お使いの電話機の脇に設置する「あんしん電話本体」と「ペンダント型発信機」のセットで利用します。

○助成対象者と利用料

助成対象者は65歳以上の高齢者及び身体障害者（1級・2級）の方のみで構成される世帯（同居するすべての世帯を含む）のかたで、新規設置費用の助成を行っています。なお、毎月の利用料は自己負担となります。

助成対象者以外の65歳以上の高齢者又は身体障害者のかたでも、必要があれば利用することができますが、新規設置費用及び毎月の利用料もNTTの規定により割高となります。

（以下自主設置と呼びます）

NTTより、毎月の電話料と一緒に直接請求されます！

（1）助成対象者の利用料（機器レンタル料の助成はありません）

①機器レンタル料 1ヶ月 380円＋税

②新規設置費用（新規設置時のみ）

新規設置料 2,900円＋お[○]ヨ[○]電池代 2,600円＋税

②の費用については、後日振り込みにより助成します。

※オプション電池代の助成は、新規設置時のみです。

電池交換の費用については、自己負担となります。

（2）自主設置者の利用料（利用料の助成はありません）

・機器レンタル料 1ヶ月 880円＋税

・新規設置費用（新規設置時のみ） 6,500円＋税

（お[○]ヨ[○]電池を設置した時は2,600円＋税が別途かかります。）



○申請にあたっての注意事項

・本事業は、あんしん電話の機器をNTTからレンタルして利用するため、NTT以外の通信事業者（KDDI・ソフトバンクテレコム等）と電話回線契約を結んでいる場合は、あんしん電話を設置することができません。NTTのひかり電話を利用している場合は、あんしん電話の設置は出来ませんが、停電時の通報ができません。

・IP電話を利用している場合や、ISDN・ADSLなど電話回線を通じてインターネットを利用している場合は、レンタル商品の規約によりあんしん電話を設置することができません。

○申請内容に変更がある場合・利用をやめる場合

・申請内容に変更がある場合やあんしん電話が必要なくなった場合は、届出が必要となります。お早目に介護福祉課までご連絡ください。

【お申込・お問合せ先】

市川市役所 介護福祉課

☎ 712-8540

自主設置の方は「あんしん電話自主
設置手続きのご案内」をご覧ください

○あんしん電話を設置するには

市役所の介護福祉課に申請してください。機器はNTTからレンタル（賃借）をしていただき、その通報先の設定を、市役所が設置する「あんしん電話受信センター」にさせていただきます。手続きは以下のようになっています。

なお、申請の際は、親族等の緊急連絡先の情報が必要になりますが、これらの方々には必ず事前に了解を得てください。

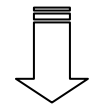
また、利用申請をすると、申請内容について市が保有する情報で確認し、市川市あんしん電話受信センター、消防局、高齢者サポートセンターへ登録され、当該地区を担当する民生委員に情報提供をすることになります。

1

申請 ①新規申請書と②補助金交付申請書の用紙を提出して下さい

介護福祉課(市役所本庁)、介護福祉課(行徳支所内)及び高齢者サポートセンターで申請を受け付けています。

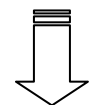
申請受理後、資格確認や設置の可否の確認を行います。



2

設置の連絡 申請から10日～2週間前後

「あんしん電話受信センター」より、「設置の連絡先」へ工事日予約のための電話連絡をします。状況によりNTTまたは市担当者より連絡をする場合もあります。

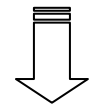


3

設置工事 申請から約1ヶ月後

あんしん電話の利用開始!

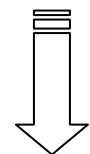
NTT 関連会社の工事担当者が訪問し、機器の設置を行い、設置後通報のテストを行います。



4

決定通知書送付 設置を行った月の月末(助成対象者のみ)

市役所より、「決定通知書」を送付します。あわせて「あんしん電話のご案内」と「高齢者サポートセンターのご案内」(65歳未満の方除く)をご送付します。



5

助成金の振込 年6回の指定月(助成対象者のみ)

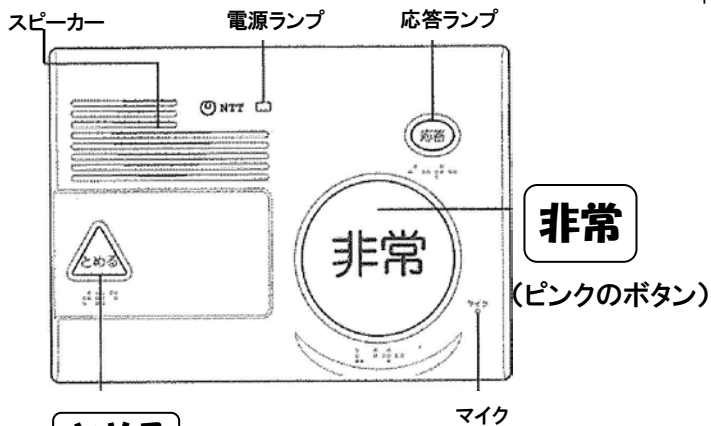
新規設置費とオプション電池代は、NTTから利用者に、月々の電話料と共に直接請求されます。いったんNTTへお支払い頂いた後、市役所から助成金をお支払いします。

助成額は新規設置費 2,900円 + オプション電池代 2,600円 + 消費税です。

6月(4、5月設置)・8月(6、7月設置)・10月(8、9月設置)・12月(10、11月設置)・2月(12、1月設置)・4月(2、3月設置)の年6回の振込月のいずれかの月に、ご指定の金融機関にお振込をします。なお、振込に際して連絡はいたしません。

○あんしん電話のご利用方法

- ・**非常ボタン**を押すと、「あんしん電話受信センター」に通報、会話することができます。
- ・間違って押した場合、**とめるボタン**(三角のボタン)を押して、通報を止めてください。



とめる
(黄色のボタン)

【本体の大きさ】21 ㍓(幅) × 15 ㍓(奥行き)

<ペンダントについて>

付属のペンダントでも通報できます(長押し0.5秒以上)。電波の届く範囲は50m程度(見通し距離)ですが、ペンダントで通話はできません。



○非常ボタンを押したあとは

- (1) あんしん電話受信センターから
「〇〇さん、どうなさいましたか？」
と呼びかけますので、お話ください。
※誤って押した場合も必ず返答をして下さい。



- (2) 通報後は、

救急: 救急車を呼びたい場合・応答がない場合



⇒ 消防局より救急車等が出動します

相談: 身体の調子が悪いときや体調に不安がある場合



⇒ 受信センターが相談を受けます

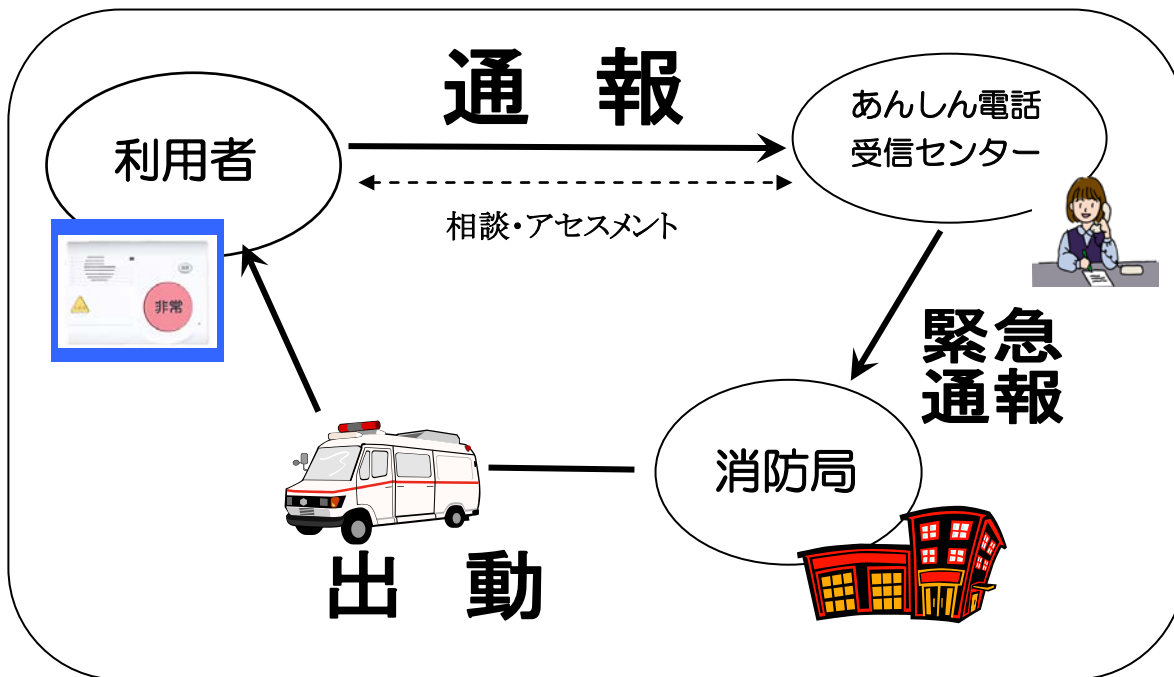
支援: 救急車を呼ぶほどではないが夜間に他人の手助けが緊急に必要な場合



⇒ 支援員を派遣します(※有料・次ページ参照)

- (3) 病院等へ救急搬送する場合は、必要に応じて消防局から緊急連絡先に連絡をします。
※緊急連絡先となっていていただいている親族とは日頃から連絡をとりあい、万が一の事態に備えておいて下さい。連絡がつかない場合、病院での受け入れが困難になる場合があります。

【あんしん電話のしくみ】



緊急時支援員派遣サービス制度（付加サービス）

◎緊急時支援員派遣サービス制度について

緊急時支援員派遣サービスを利用するには、あんしん電話の設置とは別に、緊急時支援員派遣依頼事業の利用承認申請及び、登録事業者との契約等の諸手続きが必要です。

○緊急時支援員派遣サービスの利用ができる方

あんしん電話を設置している方のうち、

65歳以上の高齢者及び身体障害者（1級・2級）の方のみで構成される世帯（同居するすべての世帯を含む）の方で、かつ、介護保険の要介護1～5の認定を受けていない方

○サービスを利用することができる時間帯

夕方18時から朝8時の夜間帯

○利用者自己負担（一回あたり）

・市民税課税世帯 600円 ・市民税非課税世帯 300円

◎利用の手順

①緊急時支援員派遣依頼事業の利用承認の申請

事前申請が必要となります。

②緊急時支援員派遣依頼事業の利用の承認を受ける

③あんしん電話受信センターが行う聞き取り調査（アセスメント）を受ける

※登録事業者（サービス提供事業者）と契約を行っていただきます。

④緊急時支援員派遣サービスを利用することができます

※緊急時支援員派遣サービスを利用したときは、利用補助金の申請が必要となります。

※要介護1～5の認定を受けている方（支援員利用承認後、要介護認定を受けた方を含む）は、あんしん電話の利用は出来ませんが、緊急時支援員派遣サービスを利用することはできません

介護保険で、類似のサービス（夜間対応型訪問介護）を利用することができます。担当のケアマネージャーにご相談ください。